平成２５年（フ）第７９８号
名古屋市港区入場１丁目701番地　アーバンコート入場606号
破産者　仲野真由美
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８７３号
名古屋市中川区荒中町26番地の１　荒中ビル401号
破産者　松岡　和久
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７５３号
大阪市生野区勝山南３－９－20、開始決定時の住所奈良市富雄元町１丁目13番34－413号
破産者　松本　　誠
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２７２号
兵庫県西宮市丸橋町８－82、住民票上の住所兵庫県尼崎市宮内町２丁目98番地の２　ＢＯＮＮＥ出屋敷405
破産者　丹羽　彰彦
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６２９号
神奈川県伊勢原市高森1335－３　シモノハオスⅠ104、開始決定時の住所長野県佐久市中込3679－57　コーポ中央８号室
破産者　南野　貴司
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６３８号
大阪府東大阪市三ノ瀬２－１－27　マンションオアシス406号室、申立時の住所大阪府東大阪市俊徳町４丁目７番22号
破産者　松本　昌信
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２３号
大阪府守口市金田町２－13－15　ハイムユンゲル201号、開始決定時の住所大阪府守口市大久保町３丁目20番29号
破産者　橘　　俊秀
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６０号
大阪府寝屋川市高柳５丁目32番９号、開始決定時大阪府寝屋川市池田本町19番21－212号
破産者　徳田　勝宣
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８９６号
大阪府豊中市走井１丁目15番９号、前住所大阪府豊中市春日町２丁目８番16号
破産者　ＥＤＩ北大阪営業所こと　藤尾　明彦
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９９９号
大阪府東大阪市高井田元町１丁目７番11号
破産者　岩井　　強
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１００７号
大阪府豊中市東泉丘１丁目30番地の２　301号
破産者　立川　広治
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９２７号
大阪市浪速区桜川３丁目１番５－415号
破産者　村上正一郎
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９４６号
大阪府東大阪市出雲井本町６－15　大宝枚岡ＣＴヒルズ103号室、住民票上の住所大阪府東大阪市日下町３丁目１番５－919号　小林方
破産者　永井　豊重
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１８４号
大阪市旭区太子橋１丁目27番11号　ハイツマエダ106号、前住所大阪府守口市高瀬町２丁目12番12号
破産者　山田　康治
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１８６号
大阪府箕面市粟生間谷東７丁目16番26号
破産者　成元　博之
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２０５号
大阪府豊中市利倉東１丁目５番19号
破産者　村上　時吉
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２６４号
兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目14番７号
破産者　疋田　厚樹
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３７６号
大阪市西淀川区竹島３丁目４番27号　竹島プラザ101号室、前住所大阪市西淀川区柏里１丁目３番13号
破産者　ライスステーション元今里こと　宇田　孝
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部